

重要事項説明書

令和8年4月1日改定

事業所名	介護老人保健施設 グリーン・ポート小松		
事業の種類	介護老人保健施設	介護保険事業所番号:1750380204	
事業所の所在地	石川県小松市岩淵町46番地2		
事業所連絡先	0761-47-2900	管理者	施設長 西郡 聡
運営方針	<p>1 当施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともにその者の居宅における生活への復帰を目指して、適切な施設サービスを提供することを目的とする。</p> <p>2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスを提供するよう努める。自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。また、身体拘束の適正化を図る指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修の実施などの必要な措置を講じる。</p> <p>3 当施設は、入所者の人権擁護、虐待等の防止の指針を定め、担当者及び委員会の設置、従業者への研修の実施など必要な措置を講じます。また、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。</p> <p>4 当施設では、感染症予防及びまん延防止のための指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修や訓練の実施など必要な措置を講じる。</p> <p>5 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確にし、従業者の就業環境を害されるもしくはそのおそれのある事案に関して、必要な措置を講じる。</p> <p>6 当施設は、業務効率化、介護サービスの質の向上、その他生産性向上に資する取り組みを促進し、委員会の設置やその他必要な措置を講じる。</p> <p>7 感染症や災害などが発生した場合にあってもサービスの提供を継続的に実施する又は早期のご業務再開を図るための業務継続計画を策定、見直しを行うと共に従業者への研修や訓練、その他必要な措置を講じる。また、医療機関と連携を図り、感染症及び新興感染症の発生時の対応を協議を行う。</p> <p>8 当施設は、利用者の健康で尊厳ある生活の実現のため、褥瘡が発生しない適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための担当者の設置その他必要な体制を整備することを目的に、褥瘡予防に関する指針を定める。</p> <p>9 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。</p> <p>10 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める</p> <p>11 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。</p> <p>12 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。</p> <p>13 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他重要事項の掲示を行う。</p>		
サービス内容	要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話、また栄養状態、口腔状態の管理、必要な相談援助などを行います。		
入所定員	100人【短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の利用者を含む】		
従業者の職種・員数	管理者 1名、医師 1名、薬剤師 必要数、看護職員 9名以上、介護職員 25名以上、支援相談員 1名以上 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 1名以上、管理栄養士 1名以上、介護支援専門員 1名以上、歯科衛生士 必要数 事務員 必要数 以上		
従業者の勤務体制	日勤：医師 1名、介護職員 16名、看護職員 6名 夜勤：介護職員 4名、看護職員 1名		
事故発生の防止及び事故発生時の対応	<p>1 施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町、入所者の身元引受人、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。</p> <p>2 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための委員会の設置などの体制を整備する。</p> <p>3 事故の状況及び事故に際して必要な記録を行う。</p> <p>4 施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。</p> <p>5 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。</p> <p>6 従業者への事故防止のための研修や訓練の実施等の必要な措置を講じる。</p>		
協力医療機関 協力歯科医療機関	協力医療機関：医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター 石川県小松市八幡イ12番地7 医療法人社団田谷会 田谷泌尿器科医院 石川県小松市園町に29番地1 協力歯科医療機関：もとむら歯科医院 石川県小松市竜助町5番		
苦情相談窓口	窓口：事務室 担当：支援相談部 連絡先：TEL0761-47-2900 FAX0761-47-2905		
利用料の額 (サービス費用の1割、2割または3割)	介護報酬の告示上の額とします。料金表参照。		
その他の費用	料金表参照。		
施設の利用に当たっての留意事項	<p>入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。</p> <p>1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。</p> <p>2 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。</p> <p>3 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。</p> <p>4 指定した場所以外で火気を用いること。</p> <p>5 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。</p> <p>6 金品、その他品物を授受すること。</p> <p>7 施設内での飲酒、喫煙をすること。</p>		